

別表第1（第3条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本市の発注する工事等の請負契約に係る競争入札において、入札参加資格確認申出書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 本市と締結した契約に係る工事等（以下この表及び別表第2において「市発注工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>3 本市の所管する区域内における工事等で、前項に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の実施に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 2の項に掲げる場合のほか、市発注工事等の実施に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として、不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故)</p> <p>7 市発注工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事等の実施に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次に掲げる者が、本市の職員（法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。以下この表において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者（以下「役員等」という。）</p> <p>(2) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>2 次に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>4 市発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>5 役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p>
<p>6 市発注工事等に関し、役員等又はその使用人が、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から</p> <p>6か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>7 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>8 本市の所管する区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上9か月以内</p>

<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>
<p>10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。）が、禁固以上の刑にあたる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p>

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止通知書

この度、貴 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

記

- 1 指名停止の期間
③
- 2 指名停止の理由
④

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第7条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止期間変更通知書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の期間を変更したので通知する。

記

- 1 従来 of 指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

第3号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

蒲郡市長



指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 様の指名停止を行った旨
を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。